

## 2 B棟【大阪市更生療育センター】

更生療育センターは、A棟及びこども相談センターと密接に連携し、障がいのある方・障がいのある子どもがその人らしく豊かで自立して暮らせるよう、「主体性の尊重」、「権利擁護」、「地域生活の推進」を基本理念とし、利用者の機能、動作の改善・向上や子どもの発達支援に携わるとともに住み慣れた地域で日常生活が送れるよう生活全般の支援を行う。

### (1) 更生部門〔障がい者支援施設（日中：自立訓練（機能訓練・生活訓練）・生活介護、夜間：施設入所支援）

#### 指定管理

##### ① 支援方針

地域生活を営むうえで、身体機能及び生活能力の維持・向上等の支援が必要な身体に障がいのある方、または高次脳機能障がいのある方を対象に、自立した日常生活または社会生活が送れるよう、身体機能や生活能力の向上を目指した訓練と職場や家庭、地域への復帰・参加に関する相談や助言、その他日常生活上の支援を行う。

専門スタッフ（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師、看護師、生活支援員、管理栄養士等）がそれぞれの専門性を活かし、利用者一人ひとりのニーズや障がいの内容・程度に応じたプログラムを作成し、地域生活に向けて専門的・総合的な支援を行う。

##### ② 対象（定員／日中 50名：機能訓練 20名・生活訓練 6名・生活介護 24名、夜間 40名：施設入所支援）

肢体に不自由のある方または高次脳機能障がいのある方（いずれも原則 18 歳以上）で、主たる居住地が大阪市であり、バリアフリー等の環境が整えられた中で一部の介助により日常生活が可能であって、地域での自立した生活や社会参加への意欲がある方。

##### ③ 入所期間

原則 1 年

##### ④ 支援内容

###### 1) 理学療法

運動機能を専門的に評価し、運動能力及び基本的動作能力の改善と二次障がいの防止並びに補装具についての支援を行う。

また、屋外の外出訓練を通じて社会参加の促進を図る。

さらに、他部門とも協力し、家庭状況の調査も随時行う。

###### 2) 作業療法

支援プログラム立案のための評価システムの充実を図り、その評価結果に基づき、種々の作業を通じ、機能回復や現有機能の活用を促し、日常生活動作及び家事動作等の自立のための応用動作訓練を行う。

また、就労への前段階として、職業前評価並びに職業前訓練の充実に取り組む。

さらに、家庭内自立のために住宅改造、福祉用具利用の支援を行う。

###### 3) 言語療法

コミュニケーションの自立及び高次脳機能障がいの改善を目的とし、専門的評価を行い、その結果に基づき障がい特性に応じて、個別及びグループでの支援を行う。

###### 4) 生活支援

生活支援員により個々の入所者に対して、食事や入浴といった日常生活上の支援を行うと共に、基本的な生活習慣の確立、将来設計の考え方等社会参加と家庭復帰への具体的な支援を行う。

また、生活支援員は各指導部門と調整し、総合的なプログラムの企画、実施を図るとともに、センター生活に潤いを与えるため、センター秋祭り、スポーツ大会等各種のレクリエーション行事を実施する。

###### 5) 健康管理

年 2 回健康診断の実施及び体調不調者の支援、必要に応じて主治医と連携をとりながら、入所者の健康管理に十分な配慮を行う。

##### ⑤ 関連施設との連携

大阪市障がい者スポーツセンターを利用し、体力の増進や機能回復に役立てるとともに、スポーツを通じた社会参加を図っている。

## (2) 療育部門〔児童発達支援センター（障がい児相談支援事業・保育所等訪問支援事業併設）（通所による療育訓練）指定管理〕

### ① 支援方針

障がいがある子どもについて、日常生活に必要な動作、知識や技能の習得、集団生活へのスムーズな移行を目指し、保護者の抱える悩みに寄り添う中で、障がいがある子どもとその保護者や家族が「地域でいきいきと生活できるよう」親子通園及び単独通園といったシステムを利用した支援を行う。

また、子ども一人ひとりの課題や強みを把握し、その子の持つ最大限の可能性を見つけるため、医師、保育士、その他専門職による総合的な評価・診断を行い、集団と個別を組み合わせた療育を提供する。

さらに、保育所等訪問支援事業を活用し、保育所、幼稚園等の地域事業所との連携を図り、地域の中で子どもの成長発達を促進する。

療育内容については、スムーズに集団生活へ移行できるよう、「集団支援」、「個別支援」のシステムを活用し、「発達支援、生活支援、保護者（家族）支援、地域支援」といった4つの視点から検討する。

支援内容については、アセスメントの実施、個別支援計画の作成、個別支援会議やモニタリング等を行う中で、その子どもの障がい特性等に応じて保護者と共に考え、共通理解を図りながら取り組んでいる。

### ② 対象（定員：児童発達支援センター40名）

大阪市内に居住している発達に支援が必要な、就学前の子ども（子ども相談センター等で、療育が必要と判定を受けた児童）。

### ③ 利用期間

子どもの障がい状況に応じた支援が必要とする期間。

### ④ 支援内容

#### 1) 集団支援

食事・着替え等の身辺処理や歩行等の移動、運動（体や道具の操作等）、遊び、人との交流（コミュニケーション）等は、子どもの生活の多くを占め、生活を支えるための必要な基礎力である。これらの基礎的な力は、様々な遊びや人との関わりを体験することを通して学習する。集団支援は、友人や大人と場を共有するクラス集団の良さを活かした具体的な遊びと生活活動の機会や体験づくりを行い、保育士、その他専門職が参加し、より実生活に近い活動の中で、助言や提案を行い子どもの育ちを総合的に支援する。

#### 2) 個別支援

集団支援を補うひとつのシステムとして、保育士、理学療法士、言語聴覚士が子どもに関わる中で、子どもの状況を専門的に評価し、保護者への助言や子どもへの具体的な支援方法等、保護者が子どもの発達特性への理解に繋がるよう支援する。

#### 3) 健康管理

医師や看護師による診察・身体測定等を実施し、健康増進及び疾病予防に努める。また、保護者の心配や悩みの相談を受け、必要に応じて各関係機関と連携する。

#### 4) 栄養部門

生活の基盤となる子どもの食事全般について、気になることや不安・悩み等について、栄養士から助言・指導を行う。

#### 5) 相談支援

相談支援専門員等は、障がいのある子どもと保護者に寄り添い、保護者や家族の抱える悩みや課題の解決、適切なサービスの利用に向けて、通所プランの作成等、ケアマネジメントにより支援を行う。

#### 6) 関連施設との連携（保育所等訪問事業）

療育の内容や今後の方向性等について、他の事業所（保育所、幼稚園も含む）と連携し、必要に応じて情報共有や支援に関する専門的な助言を行う。

### (3) その他の事業

#### ① 身体障がい者通所訓練事業(肢体・言語)

##### 1) 指導方針

在宅の肢体不自由の方あるいは脳血管障がいや脳性マヒ等により言語に障がいのある方及び高次脳機能障がいの方に対して、通所により、日常生活動作の向上を目指した機能訓練、在宅自主訓練方法の指導やコミュニケーション機能の改善・向上を図るための言語訓練を行う。

##### 2) 対象

原則として、次のいずれにも該当する方

- ア. 大阪市内に居住する 15 歳以上の身体障がい者手帳を所持する方
- イ. 通所可能で訓練意欲を有し、かつ、訓練の成果が期待できる方
- ウ. 訓練に支障のある病気にかかっていない方
- エ. その他、訓練・指導に適応できる方

##### 3) 定員

- ア. 肢体訓練（肢体不自由の方） 40 名
- イ. 言語訓練（言語に障がいのある方） 30 名

##### 4) 通所期間

原則 6 か月以内

##### 5) 指導内容

ア. 肢体訓練

- 理学療法、作業療法による機能訓練、基本動作及び応用動作の訓練方法の指導
- その他、訓練に関する事項の指導

イ. 言語訓練

- 言語療法によるコミュニケーション及び高次脳機能障がいに対する訓練方法の指導
- その他、訓練に関連する事項の指導

#### ② 障がい児等療育支援事業

大阪市内の全域を対象とし、発達に障がいのある子どもへの支援として、助言、評価及び療育指導を行う。近年、支援内容は「発達支援」から「生活場面での具体的な支援」へと変化し、障がいの状況により幅広い対応が求められている。

様々な視点から子どもの状況と地域生活を基本に据え、それぞれのニーズに応じた療育支援を行う。

##### 1) 訪問による療育指導

子どもの健康状態や家庭の事情等で療育を受けることができない子どものいる家庭を対象に、家庭での療育に関する専門的助言等の相談を行う。

##### 2) 外来による療育指導

必要に応じて子どもたちへの療育サービスを検討し、助言・指導を行う。

##### 3) 療育機関や施設職員に対する支援

地域の学校等に通っている子どものことについて、学校園等や保護者からの相談に応じながら、関係施設の方と協力して支援方法等を検討していく。また、障がいの理解に繋がる研修会等も実施する。

#### ③ 発達障がい児専門療育（にこにこ倶楽部）

発達障がいのある子どもがその家族とともに、地域社会の一員として自尊心を持って自分らしく自立した生活を送ることができるよう支援するため、子どもの療育と保護者の研修を実施する。

##### 1) 児童の療育

親子通園により、2 週間に 1 回、個別の療育を実施（年 20 回）

##### 2) 保護者の研修

発達障がいの特性や支援についての研修を原則として月 1 回実施（年 10 回）

##### 3) 実施期間

1 年間

##### 4) 定員

未就学児（年少児～年長児）40 名

##### 5) 対象児童及び保護者

大阪市内に居住し、医師から広汎性発達障がいの診断を受けた児童及びその保護者